

雑 則	面積、高さ及び階数の算定
	法第 92 条、令第 2 条第 1 項第二号

グレーチングバルコニー・すのこ状バルコニー

グレーチングバルコニー・すのこ状バルコニーについて建築面積・床面積の算定における緩和はない(面積算定の対象となる)。

技術的助言等	
参考資料等	22 板建審請第 2 号審査請求事件